

市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進することにより交通事故の被害軽減を図るため、自転車に乗車する市民に対し、予算の範囲内において、市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自転車乗車用ヘルメット」とは、自転車乗車時に着用する乗車用ヘルメットであって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

(1) 次のいずれかの安全基準に係るマークが乗車用ヘルメットの本体に付されていること。

ア 一般財団法人製品安全協会のSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟のJCFマーク

ウ 欧州連合のCEマーク（EN1078）

エ ドイツ製品安全法のGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会のCPSCマーク

カ アからオまでに掲げるものに類するものとして市長が認めるもの

(2) 新品のものであること。

(3) 1個当たりの購入金額が2,000円以上であること。

(4) 本市、国又は他の地方公共団体から当該乗車用ヘルメットの購入について補助その他相当の反対給付を受けない給付を受けていないこと。

2 この要綱において「使用者」とは、自転車乗車用ヘルメットの購入日及び第5条第1項の申請書兼請求書の提出日において、本市に居住している者で、当該自転車乗車用ヘルメットを使用するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、令和7年4月1日から令和8年2月6日までの間に自転車乗車用ヘルメットを購入した使用者とする。ただし、使用者が未成年の場合にあっては、使用者の保護者（自転車乗車用ヘルメットの購入日及び第5条第1項の申請書兼請求書の提出日において本市に居住している者に限る。）で、自転車乗車用ヘルメットを購入したものとする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、自転車乗車用ヘルメット1個につき2,000円とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につき自転車乗車用ヘルメット1個を限度とする。

（交付の申請等）

第5条 規則第3条第1項の申請書は、市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）によるものとし、規則第13条の補助事業等実績報告書及び規則第16条の交付請求書を兼ねるものとする。

2 前項の申請書兼請求書の添付書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 自転車乗車用ヘルメットのパイに係る領収書等で、次に掲げる項目の記載があるもの

ア 領収日

イ 自転車乗車用ヘルメットのパイ金額

ウ 購入店名

エ 自転車乗車用ヘルメットをパイしたことが確認できる購入品目

(2) 第2条第1号に掲げるマークがパイした自転車乗車用ヘルメットの本体に付されていることを確認することができる写真

(3) 本人確認書類（使用者が未成年の場合にあっては、使用者及び前項の申請書兼請求書を提出した者の本人確認書類）

(4) 補助金の振込先の金融機関の口座を確認することができる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項第2号及び第4号の規定にかかわらず、市長は、これらの規定に掲げ

る書類により審査すべき事項をその提示により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

4 第1項の申請書兼請求書の提出期限は、令和8年2月6日とする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、補助金の交付を受けて購入した自転車乗車用ヘルメットを譲渡しないこととする。

(決定の通知等)

第7条 規則第6条の規定による通知は、市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付可否決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により行うものとし、規則第15条の規定による額の確定の通知を兼ねるものとする。

(決定の取消し)

第8条 規則第18条第3項において準用する規則第6条第1項の規定による通知は、市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年7月19日から施行し、改正後の第2条第1項及び第3条の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について適用し、令和5年度分までの市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度以降の年度分の市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について適用し、令和 6 年度分までの市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金については、なお従前の例による。

市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

- 申請に必要なもの
- （１）申請者本人の氏名・現住所・生年月日が確認できる官公庁が発行した顔写真付きの本人確認書類の写し
（使用者が未成年の場合は使用者分も必要。未成年者は必要事項記載の健康保険証、医療費受給券、学生証も可。）
- （２）以下の記載のある代金の支払いが完了したことを証する書類（領収書等）の写し
- ①領収日 ②購入金額 ③購入店名
- ④購入品目(「自転車乗車用ヘルメット」と確認可能なもの。記載がない場合は手書きで補記したもの。)
- （３）安全基準に係るマークが購入した自転車乗車用ヘルメットの本体に付されていることを確認することができる写真（現物の提示も可）
- （４）申請者の振込先口座番号・名義・金融機関・店名が確認できる通帳、キャッシュカード又はWEB通帳の印刷物等

市川市長

市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。
なお、交付の決定を受けた場合は、当該交付の決定に係る補助金の額を以下の振込先に振り込んでください。

申請者	フリガナ 氏 名		生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日
	住 所	〒 - 市川市			
	電話番号 (日中連絡がとれる番号)	- -			
使用者	☐ 申請者本人		使用者が未成年の場合のみ記入（申請時に18歳未満の場合） フリガナ 氏名 生年月日 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日 (申請者と同じ場合は記入不要) 住所 〒 - 市川市 申請者との関係 ☐ 子 ☐ その他 ()		
購入日	年 月 日		安全基準	☐ SG ☐ JCF ☐ CE (EN1078) ☐ GS ☐ CPSC (1203) ☐ その他認証 ()	
購入金額 [消費税及び地方消費税含む 購入金額2,000円以上対象]	円			市確認欄	
振込先	銀行 信用金庫・組合 農業協同組合		本店 支店 出張所	口座名義人（申請者名をカタカナで記入してください）	
	金融機関コード	店番号	口座番号		
	普通口座				

誓約書 及び 同意事項

1. 申請内容に虚偽はありません。
2. 上記の使用者について、過去に本補助金の交付を受けていません。
3. 補助を受けた自転車乗車用ヘルメットを譲渡しません。
4. 審査のため、住民基本台帳情報等の確認を行うことや資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意します。
5. 自転車乗車用ヘルメットの安全基準の認証について、市川市が適正であるものか判断することに同意します。
6. 私は、市川市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではありません。

私は、上記の事項すべて誓約・同意します。また、これに反した場合は、補助金交付決定が取り消され、補助金を返還することを誓約します。

申請者氏名（自署）

※市記入欄

年 月 日

受 付 番 号

市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付可否決定通知書兼額確定通知書

年 月 日

様

市川市長

年 月 日付けで申請のあった自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 補助金を交付します。

補助金交付決定額 _____ 円

（交付の条件）

- 2 補助金を交付しません。

（理由）

（教示）

市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

市川市長

市川市補助金等交付規則第 18 条第 1 項第 号の規定により、下記のとおり自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付決定を取り消しましたので、同条第 3 項において準用する同規則第 6 条第 1 項の規定により通知します。

併せて、同規則第 19 条第 1 項の規定により、既に交付した自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

補助金交付決定日	年 月 日
補助金交付決定通知番号	市川市第 号
補助金の交付決定の取消内容	
補助金の交付決定の取消理由	
補助金の交付決定の取消額	円
補助金の返還期限	年 月 日

（教示）